

京都市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第88号

京都市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則の一部を改正する規則

京都市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条を第6条とし、第3条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

(弁明書の写しの提出)

第3条 京都市情報公開・個人情報保護審査会条例第8条第1項に規定する諮問庁（以下「諮問庁」という。）は、京都市情報公開条例第18条第1項又は京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定による諮問を行ったときは、審査会が定める日までに行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定により処分庁等（同法第4条第1号に規定する処分庁等をいう。）から提出を受け、又は自ら作成した弁明書の写しを審査会に提出しなければならない。

(口頭意見陳述の記録の提出)

第4条 諮問庁は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第31条第2項に規定する口頭意見陳述（以下「口頭意見陳述」という。）を行ったときは、速やかに口頭意見陳述の記録を審査会に提出しなければならない。ただし、当該諮問に係る答申があった後に口頭意見陳述を行ったときは、この限りでない。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(総合企画局情報化推進室)